

事 務 連 絡

平成 31 年 3 月 22 日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
（上記、各地方整備局経由）
市町村下水道担当課長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道工事における安全管理の徹底について (墜落による死亡事故)

平成 31 年 2 月 28 日（木）、東京都発注の処理場間の送水管敷設工事において、マンホール（深さ約 43m）の中で、足場の解体作業中に、足場上の被災者（ベトナム国籍の技能実習生）が高さ十数mから墜落し、その後、死亡するという事故が発生しました。

国土交通省にてヒアリングを行った結果、事故当時は、クレーンで吊り上げていた単管パイプが中間スラブに引っ掛かり落下し、その影響で作業員が墜落したことが判明しました。また、作業員は安全帯を着用していたものの墜落時には使用していませんでした。

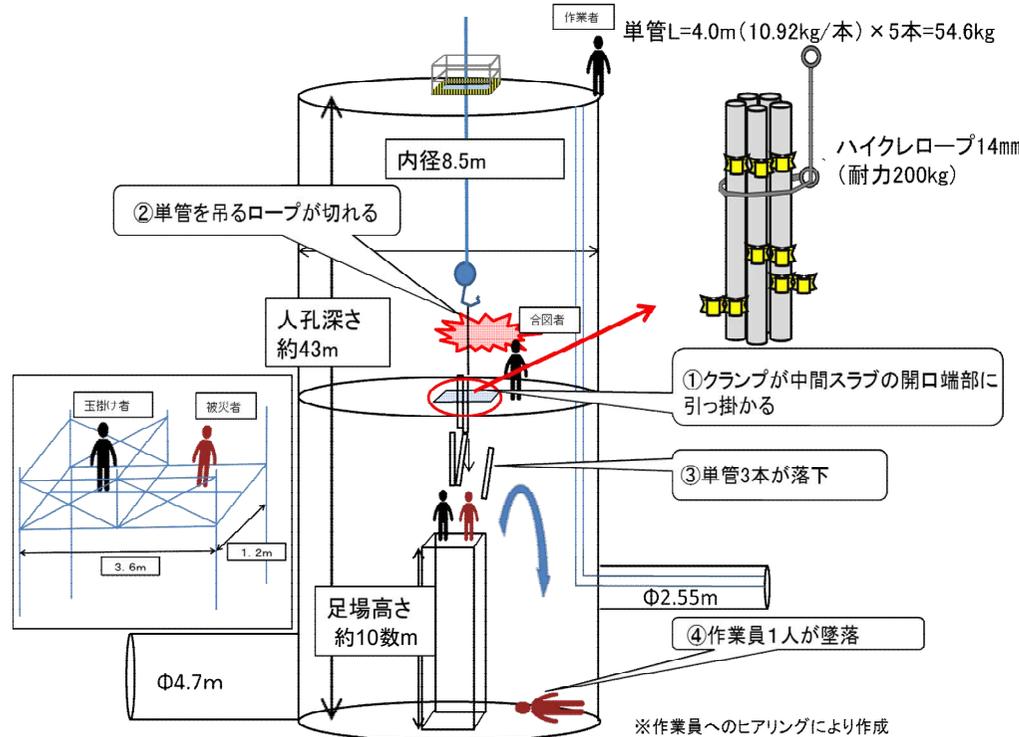
なお、被災した技能実習生は、基礎級技能検定に合格しており、日常生活及び現場作業に支障がない程度の日本語は使用できていたと報告を受けています。

詳細は、警察と労働基準監督署で調査中ですが、各下水道管理者におかれましては、元請業者を通じて下請業者に対しても、吊荷の落下防止や一時退避、安全帯の使用による墜落防止、技能実習生への安全教育の充実が図られるよう注意喚起を徹底し、事故の未然防止に努めていただくようお願いいたします。

○参考資料：事故発生状況と本来の作業手順（H31. 2. 28 東京都）

【事故発生状況】

- 事故当日は、作業用足場の撤去作業を実施
- 25tクレーンにより単管5本を揚重していたところ、中間スラブの開口端部に単管クランプが引っ掛かった
- 中間スラブ上にいた合図者が無線にてクレーンオペに揚重を止めるよう指示したが、間に合わず、そのまま揚重を行った
- このため、玉掛けしていたロープが切断し、単管3本が足場上にいた被災者の付近に落下した
- その影響により、被災者が足場より約10数m下の人孔底部に墜落した



【本来の作業手順】

1. 当日の作業手順書に基づく作業員への周知
2. KY活動の実施
適切な玉掛け方法の確認、上下作業の禁止
クレーン旋回範囲内の立入禁止
墜落制止用器具(安全帯)の着用・使用を確認
無線機の使用可能範囲の確認
3. 開口部養生の実施
開口部に安全柵等を設置後、開口
4. クレーン旋回範囲内の立入禁止措置
5. 酸素濃度等の測定・坑内換気の実施
6. 架設足場解体作業
適切な玉掛け
合図者とクレーンオペの連携
7. 特殊人孔蓋の閉塞後、開口部安全柵の撤去

